

## 届出関係書類一覧（個人）

番号	必要書類	備考
1	住民票の抄本（3カ月以内に発行されたもの）、個人番号カードの写し、これらに類するものであって氏名、生年月日及び住所を証明する書類のいずれか	世田谷区内に住民登録がある場合は不要。
2	届出書（住宅宿泊事業法施行規則第1号様式）	届出者から届出手続きの委任を受けた者が届出する場合、委任状を提出し、委任を受けた者の本人確認書類（運転免許証等）を提示すること。
3	届出者が、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村（特別区を含む）の長の証明書（3カ月以内に発行されたもの）	通称：身分証明書 入手先：本籍地の市区町村
4	未成年者であって、その法定代理人が法人である場合は、その法定代理人の登記事項証明書（3カ月以内に発行されたもの）	
5	欠格事項に該当しないこと等を誓約する書面（区ガイドライン 様式7）	
6	住宅の登記事項証明書（3カ月以内に発行されたもの）	入手先：法務局（世田谷出張所等）
7	住宅が「入居者の募集が行われている家屋」に該当する場合、入居者募集の広告等のそれを証する書類	【書類例】 ・広告紙面の写し ・賃貸不動産情報サイトの掲載情報の写し ・募集広告の写し ・募集の写真等
8	住宅が「随時その所有者、賃借人（賃借人の親族が賃借人である場合を含む。）又は転借人（転借人の親族が転借人である場合を含む。）の居住の用に供されている家屋」に該当する場合、それを証する書類	【書類例】 ・届出住宅と自宅の間の公共交通機関の往復の領収書の写し ・高速道路の領収書の写し等  【家屋の具体例】 ・転勤により一時的に生活の本拠を移しているが、将来的に再度居住するために所有している空き家 ・相続により所有しているが、現在は常時居住しておらず、将来的に居住する予定の空き家
9	住宅の図面（次の事項を明示したもの） ・台所、浴室、便所及び洗面設備の位置 ・住宅の間取り及び出入口 ・各階の別 ・居室、宿泊室及び宿泊者の使用に供する部分（宿泊室を除く）のそれぞれの床面積 ・安全確保の措置状況（例 非常用照明器具等）	
10	届出者が賃借人又は転借人である場合、賃貸人が住宅宿泊事業の用に供することを目的とした賃借物又は転借物の転賃を承諾したことを証する書面	
11	住宅が区分所有建物（分譲マンション）である場合、専有部分の用途に関する規約の写し	
12	区分所有建物（分譲マンション）にて規約に住宅宿泊事業を営むことについての定めがない場合、管理組合に住宅宿泊事業を禁止する意思がないことを証する書類（区ガイドライン 様式3）	管理組合に報告した内容（日時、氏名、報告事項、確認事項）を記載すること。
13	住宅宿泊管理業者に委託する場合、管理受託契約の締結時に交付された書面の写し	
14	周辺住民等への事前周知を行った旨を証する書類（区ガイドライン 様式1（第3の2参照））	
15	事前相談記録書等、住宅の所在地を所管する消防署に消防法令の適用等について相談等を行った旨を証する書類（区ガイドライン 様式4（第3の8（1）参照））	
16	住宅の安全確保措置に関する国土交通大臣告示との適合状況チェックリスト（区ガイドライン 様式2（第3の3（2）参照））	建築士の免許の写しを添付すること。
	住居専用地域において条例第2条ただし書きによる住宅宿泊事業実施の制限の変更を申し出る場合、その旨を記載した届出書（区ガイドライン 様式6（第6参照））	